

この項目には都市計画決定されているものを収録した。都市計画法にもつて都市計画として定められると、いろいろな権利制限が発生する。それは大別して、土地の用途を定める居住地域、商業地域、臨港地区などの「地域地区」、道路・公園などの「都市施設」、土地地区画整理、市街地再開発などの「市街地開発事業」に分れる。土地利用については最近大きな法律改正があった。ひとつは都市計画法の改正によって生れた市街化区域と市街化調整区域であり、もうひとつは、建築基準法の改正で地域地区が変わることになった点である。どちらも人口の急激な都市集中によって混乱している土地利用の現状に対処しようとするものである。

横浜市については、市の約4分の1が市街化調整区域である。虫喰い的に乱開発されている現状を反映して、調整区域は鉄道路線の間の残された緑地を埋込んで複雑な形になっている。地域地区をみると、閑内閑外から横浜駅周辺、さらに鶴見へかけて商業地域があり、臨海工業地帯と戸塚などの内陸工業地帯が工業専用地域に、河川沿い低地の道路に沿って商業地域が指定されている。その他の臨海部から内陸部にかけての住宅地が居住地域になっている。円海山周辺は市内唯一の未開発の大規模緑地で、これを護るために鎌倉市北部と一緒にした近郊緑地保全区域とその一部に同特別地区が指定されている。

建築基準法改正による用途地域別の各種規制

Restriction in Use Zoning Based on Revised Building Standard Law

制限項目	第1種住居 新用途地区 → 専用地域		第2種住居 専用地域		居住地域		近隣 商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地 域	旧規制
	新用途地区	専用地域	新用途地区	専用地域	居住地域	専用地域						
容積率(%)	50~200	200~400	200~400	400~1000	200~400	200~400	注 A					
建ぺい率(%)	30~60	60	80	60	60	60	注 B					
斜線制限 (勾配)	道路斜線 (1.25 1)			1.5 1	1.5 1	1.5 1						現行通り
階地斜線 (立上がり+勾配)	20m : 1.25 1		31m : 2.5 1	31m : 2.5 1	31m : 2.5 1	31m : 2.5 1						
北側斜線 (立ち上がり+勾配)	5m + 1.25 1	10m + 1.25 1	—	—	—	—						なし
高さ制限(m)	10	—	—	—	—	—	注 C					
敷地境界線から壁面後退(m)	1~1.5	—	—	—	—	—	注 D					

注 A ○空地地区 20, 30, 40, 50, 60 ○容積地区 100, 200, 300, 400, 500, 600, 700, 800, 900, 1000

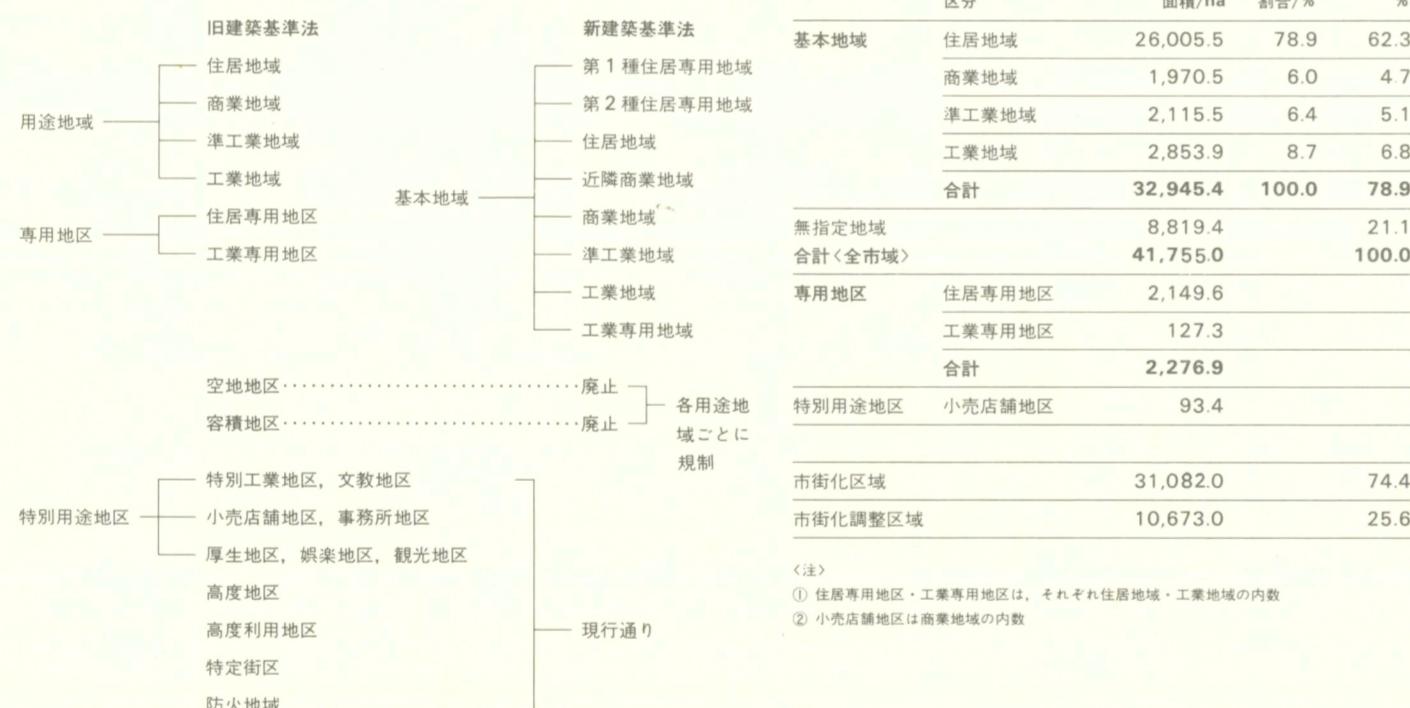
B ○住居・準工業・商業地域 (敷地面積 - 30m × 60m) × 100 ○商業地域 面地面積 × 100 ○空地地区 20, 30, 40, 50

C ○住居地域 20m ○商業・準工業・商業地域 31m

D ○空地地区 標高により 1m または 5m

建築基準法改正による新旧地域地区比較

Comparison Between New and Old Area and Districts Zoning Based on Revised Building Standard Law



① 住居専用地区・工業専用地区は、それぞれ住居地域・工業地域の内数
② 小売店舗地区は商業地域の内数

市街化調整区域 Urbanization Control Area

○ 住居地域 Residential Area

○ 住居専用地區 Exclusive Residential District

○ 商業地域 Commercial Area

○ 小売店舗地区 Retail District

○ 準工業地域 Semi-industrial Area

○ 工業地域 Industrial Area

○ 工業専用地區 Exclusive Industrial District

○ 空地地区<第8種> Open District <Type No.8>

○ 風致地区 Scenic Zone

○ 計画道路 Planned Road

○ 既成市街地 Built-up Area

○ 一団地の住宅経営地区 Management of Housing Estate

○ 都市高速道路 City High-speed Road

○ 河川 River

○ 高速鉄道 Rapid Transit

